

外国人介護人材 受入れ制度 早わかりガイド



◆4つの制度の特徴を比較してみよう	2
◆受入れる際のポイントをおさえておこう	4
◆4つの制度のメリット・デメリットを知っておこう	6
◆受入れる際の法律を知っておこう	7
◆困ったときの相談先を知っておこう	8

◆ 4つの制度の特徴を比較してみよう

介護職員として外国人を採用する際、受入れ制度は4種類あります。
まずは、それぞれの特徴を知っておきましょう。

	EPA(経済連携協定)に基づく 外国人介護福祉士候補者 外国人介護福祉士	日本の介護福祉士養成校を卒業し 在留資格「介護」を持つ外国人
制度開始	2008年7月1日	2017年9月1日
制度の目的	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的な分野に対する 外国人の受入れ
送り出し国	インドネシア、フィリピン、ベトナム (EPA協定を締結した国)	制限なし
在留資格名	特定活動	介護福祉士を取得する前：留学 介護福祉士を取得した後：介護
在留期間	<ul style="list-style-type: none"> ●介護福祉士を取得する前は、原則4年 ●介護福祉士を取得した後は、制限なしで更新でき、永続的な就労が可能 ※一定の期間内に資格を取得できない場合は、帰国しなければならない	介護福祉士の資格を取得した後は、制限なしで更新でき、永続的な就労が可能
家族の帯同	介護福祉士を取得した後は、 家族(配偶者・子ども)の帯同が可能	家族(配偶者・子ども)の帯同が可能
入国時の 日本語能力	インドネシア N5以上 フィリピン N5以上 ベトナム N3以上	留学の入国時はN2以上または 6ヵ月以上の日本語教育を受けた者 (各入学選抜による)
受入れ施設 要件	<ul style="list-style-type: none"> ●介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制を整備すること ●介護職員数が法令に基づく職員等の配置基準を満たすこと ●常勤介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有すること ●過去に外国人の就労等で不正行為を行っていないこと 	なし
配置基準の 算定時期	日本語能力N2以上は就労開始から N2以外は就労6ヵ月後から	就労開始から
調整機関	国際厚生事業団(JICWELS)	なし(介護事業所が独自に採用する)

■日本語能力「N1～N5」の目安

- N1：幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
- N2：日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
- N3：日常的な場面で使われる日本語をある程度、理解することができる
- N4：基本的な日本語を理解することができる
- N5：基本的な日本語をある程度、理解することができる

技能実習制度を活用した外国人 (技能実習生)	在留資格「特定技能1号」を 持つ外国人
2017年11月1日	2019年4月1日
国際貢献として、 日本から相手国への技術移転	介護現場の人手不足をカバーするため、 一定の専門性と技術を持つ外国人の受入れ
制限なし(技能移転のニーズがある国)	制限なし
1年目：技能実習1号 2～3年目：技能実習2号 4～5年目：技能実習3号	特定技能1号
技能実習1号：最長1年 技能実習2号：最長2年 技能実習3号：最長2年 合計 最長5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ	通算5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ
家族(配偶者・子ども)の帯同は不可	家族(配偶者・子ども)の帯同は不可
入国時はN4 2年目以降、 技能実習2号に移行するときはN3	入国前に、ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力があることを基本とし、介護の現場で働く上で必要な日本語ができること
<ul style="list-style-type: none"> ●技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者、その他これと同等以上の専門知識および技術を有する者(看護師等)であること ●技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任すること ●介護等の業務(居宅サービス業務を除く)を行う事業所であること ●開設後3年以上経過していること など 	<ul style="list-style-type: none"> ●厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ●厚労省が行う調査または指導に対し、必要な協力を行うこと ●事業所単位での受入れ人数枠の設定
日本語能力N2以上は就労開始から N2以外は就労6ヵ月後から	就労開始から
監理団体型：各監理団体による受入調整 企業単独型：各企業が独自に調整	なし(介護事業所が独自に採用する)

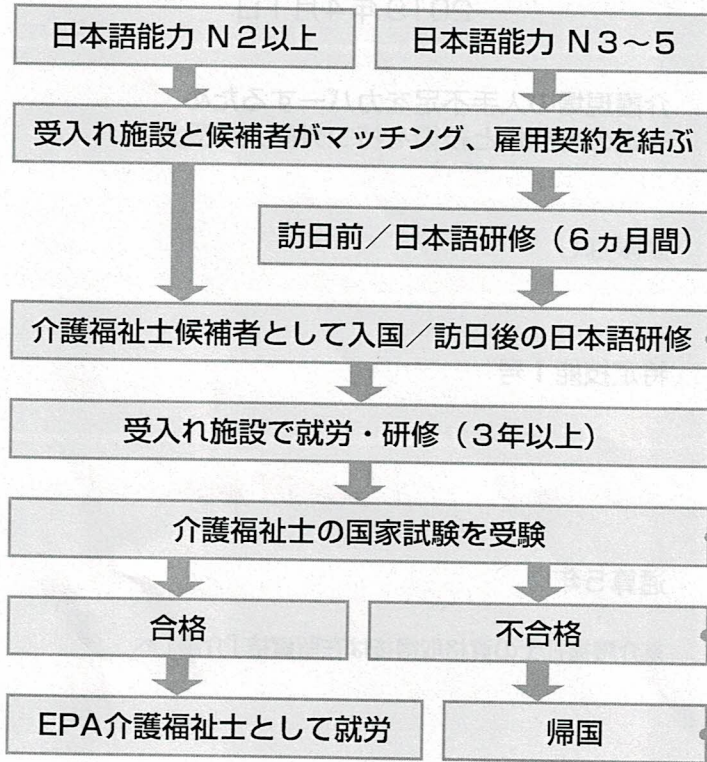
◆ 受入れる際のポイントをおさえておこう

EPA

どんな人が来るの？

- インドネシア… 高等教育機関（3年以上）を卒業+インドネシア政府による介護士認定またはインドネシアの看護学校（3年以上）の卒業生
- フィリピン… 4年制大学を卒業+フィリピン政府による介護士認定またはフィリピンの看護学校（学士/4年）の卒業生
- ベトナム… 3年制または4年制の看護課程の修了者

【受入れの流れ】



- インドネシア・フィリピン
現地で6ヵ月研修してN5以上で入国し、入国後は6ヵ月の日本語研修を受けてから就労する。
- ベトナム
現地で12ヵ月研修してN3以上で入国し、入国後は2.5ヵ月の研修を受けてから就労する。

- 入国から4年目に介護福祉士の国家試験を受験するので、そのための研修や支援体制が必要。

- 不合格でも一定点数以上であれば、1年間に限り滞在延長後に再受験が可能（特例）。

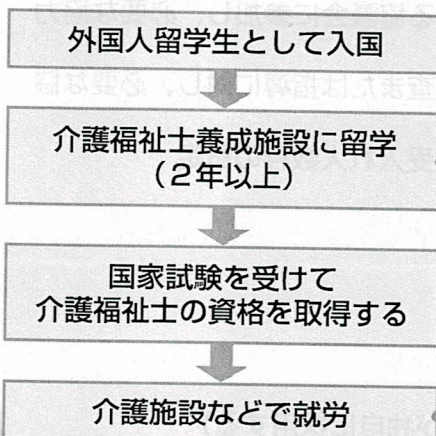
- 不合格で帰国した場合、在留資格「短期滞在」で再度入国し、国家試験を受けることが可能。

在留資格「介護」

どんな人が来るの？

- 日本の介護福祉士養成施設において2年以上、知識や技能を習得している者
- 介護福祉士の資格を持っている者
- 介護または介護指導を行う業務に従事する者

【受入れの流れ】



- 留学生を受入れる介護福祉士養成校によって入学要件や受入れ状況は異なるが、おもに下記の要件が定められている。
- 日本語能力N2以上に合格
 - 日本の日本語学校で6ヵ月以上の教育を受け、入学選抜ではN2相当以上
 - 日本留学試験の日本語科目では200点以上
 - BJT ビジネス日本語能力テストでは400点以上

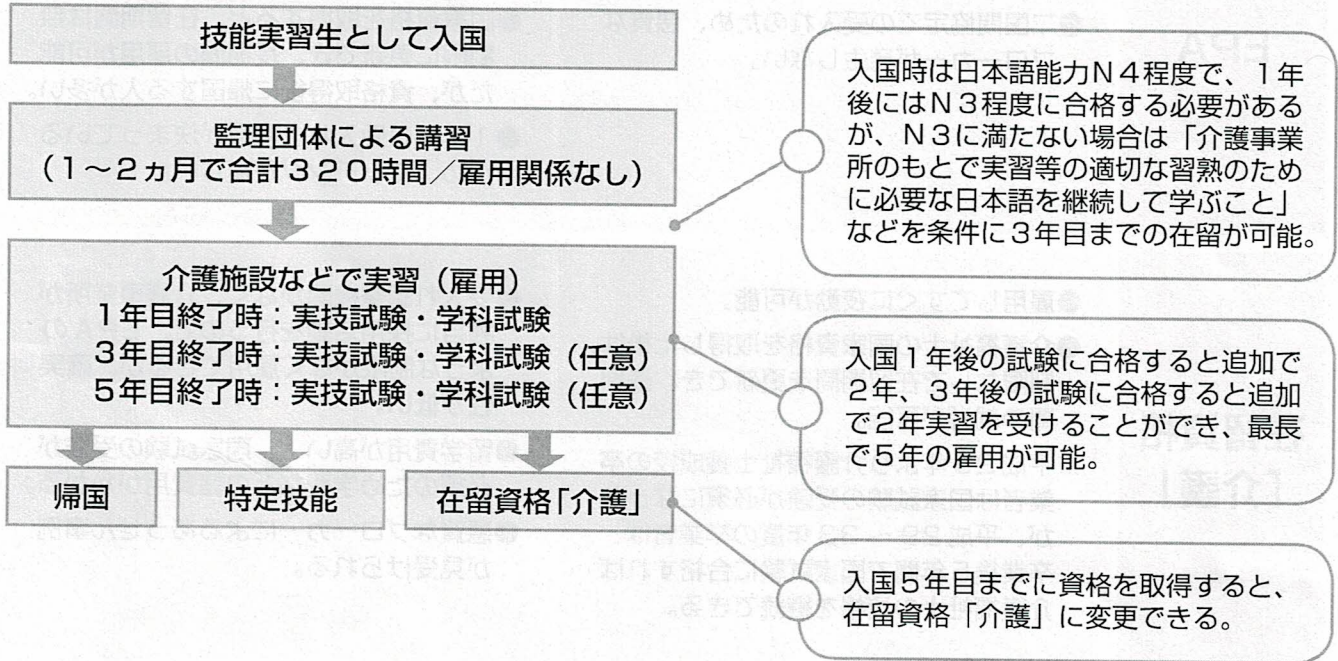
大学や専門学校などの介護福祉士養成施設に通う留学生が、介護福祉士の資格を取得しても日本で介護業務につけなかったが、2017年9月から就労が可能となった。

技能実習

どんな人が来るの？

- 団体監理型の場合
外国において日本で従事する業務と同等の経験者、または技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある者
- 企業単独型の場合
受入れる企業（施設）と密接な関係の海外企業の従業員

【受入れの流れ】



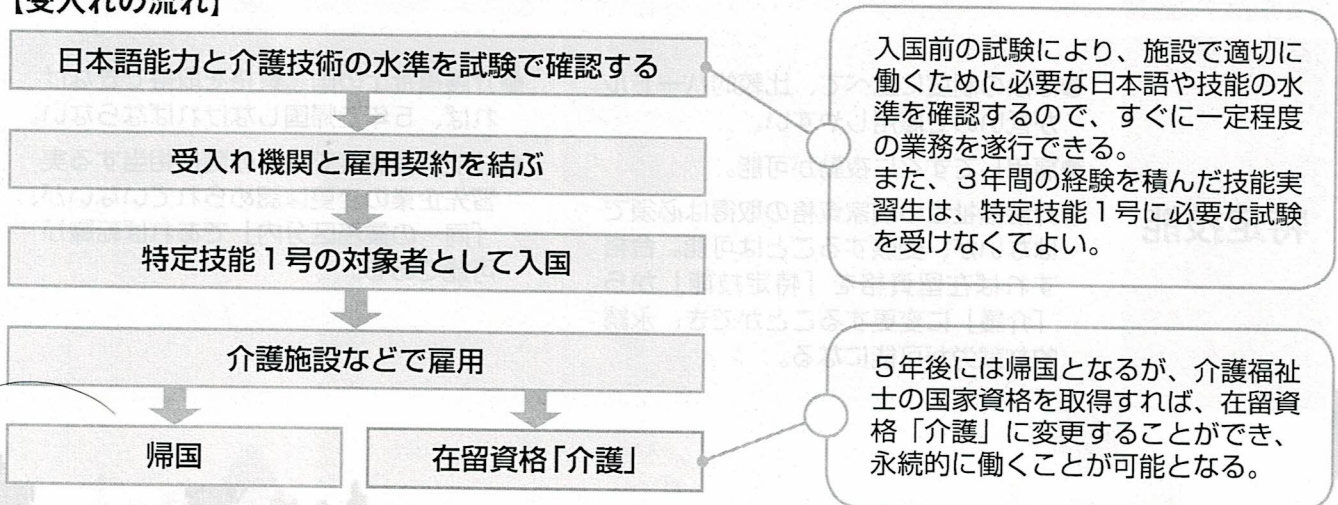
特定技能

どんな人が来るの？

- 日本語能力と介護技術の試験に合格している者
または
- 3年以上の経験がある技能実習生

※特定技能には1号と2号がありますが、介護は1号のみ

【受入れの流れ】



◆ 4つの制度のメリット・デメリットを知っておこう

制度	メリット	デメリット
EPA	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・看護の知識や経験を持ち一定の要件を満たす外国人が、日本語の研修を受けた上で入国する。 ● 二国間協定での受入れのため、悪質なブローカーが発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● あくまでも国家資格取得を目指す制度のため、受入れ施設での学習支援体制を整える必要がある。 ● 国家資格を取得すると、在留期間は無制限に更新でき、長期間の雇用が可能だが、資格取得後に帰国する人が多い。 ● 1年間の受入れ上限数が決まっているため、マッチングが難しい。
在留資格「介護」	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用してすぐに夜勤が可能。 ● 介護福祉士の国家資格を取得した後は、制限なしで在留期間を更新でき、長期間の就労が可能。 <p>※平成29年より介護福祉士養成校の卒業者は国家試験の受験が必須になったが、平成29～33年度の卒業者は、卒業後5年間で国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 受入れ調整機関がなく、介護事業所が独自に採用活動を行うので、EPAのような制限がなく雇用できるが、確実性が低い。 ● 留学費用が高い上、国家試験の受験が必須のため学費などの諸費用がかかる。 ● 悪質なブローカーによるあっせん事例が見受けられる。
技能実習	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護福祉士の国家資格の取得は必須ではないが、受験することは可能。合格すれば在留資格を「技能実習」から「介護」に変更することができ、永続的な就労が可能になる。 ● 技能実習生以外の介護職員を同時に配置すれば、2年目以降に夜勤が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 技能実習制度の目的は「技能移転」であり、実習終了後は、原則として母国に帰国するので、長期の雇用は不可。 ● 入国前と入国後の講習費、日本への渡航費、協同組合や商工会など受入れ監理団体への諸費用がかかる。 ● 監理団体の選択が難しい。
特定技能	<ul style="list-style-type: none"> ● ほかの制度に比べて、比較的ハードルが低いので雇用しやすい。 ● 雇用してすぐに夜勤が可能。 ● 介護福祉士の国家資格の取得は必須ではないが、受験することは可能。合格すれば在留資格を「特定技能」から「介護」に変更することができ、永続的な就労が可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護福祉士の国家資格を取得できなければ、5年で帰国しなければならない。 ● 技能実習制度では、転職に相当する実習先企業の変更は認められていないが、「同一の業務区分内」であれば転職が可能である。

◆ 受入れる際の法律を知っておこう

外国人を雇用するときには、さまざまな取り決めがあります。

在留資格を確認する必要があります（出入国管理及び難民認定法：入管法）

外国人が日本で働くためには、就労が許可されている「在留資格」が必要なため、「在留カード」で就労制限の有無を確認しましょう。

「在留カード」とは、中長期間日本に滞在する外国人に交付されるもので、顔写真のほか氏名や生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間（満了日）、就労の可否などが記載され、この在留カードがないと就労できません。

なお、永住者や日本人の配偶者である場合は、活動範囲の制限なく働くことができ、入国管理局から資格外活動の許可を受けた留学生の場合は、アルバイトとして就労させることができます（労働時間や労働内容の制限あり）。

※日本に中長期在留する外国人には、在留カードの携帯義務があり、正当な理由で提示するよう求められた場合は速やかに提示する必要がある（入管法第23条）ため、本人から「預かってほしい」と頼まれた場合も含め、絶対に預かってはいけません。

※在留資格のない外国人を働かせたり、資格外の労働をさせると不法就労助長罪となり、3年以下の懲役、300万円以下の罰金を科せられます。

外国人の雇用状況をハローワークに届け出る必要があります（雇用対策法第28条）

事業主は、外国人労働者を雇うとき、離職したとき、氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務づけられています。届け出なかったり、虚偽の届け出をすると、30万円以下の罰金が科せられます。

社会保険と労働保険に加入する必要があります

社会保険（厚生年金保険、健康保険、介護保険）、雇用保険、労災保険は、外国人労働者も対象なので、加入は必須です。

適正な労働条件を明示する必要があります（労働基準法第3条・第15条）

国籍を理由とした差別的な扱いや安い賃金、不当な待遇は禁止されており、日本人と同等の条件で働けるよう賃金や労働時間、休憩時間、休日、有給休暇など、規定に沿った労働条件を保証する必要があります。

また、雇用する外国人の労働条件は、文書で通知することが義務づけられています。日本語がわからないのに、日本語の文書を用意しても通知義務をはたしたことにはなりません。外国人が理解できるよう、母国語の書類を用意したり、通訳をつけるとよいでしょう。

◆ 困ったときの相談先を知っておこう

外国人労働者の受け入れ促進に関する法律（入国管理法）に基づき、外国人労働者の受け入れを促進するため、外国人労働者の受け入れに関する相談先を掲載しています。

制度	相談内容	相談先	所在地・電話番号
EPA	EPAに基づく外国人介護福祉士候補者および介護福祉士の受入れ、雇用に関すること	公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS) 受入支援部	東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 4F あっせん室 TEL:03-6206-1138 相談室 ・フィリピン専用:03-6206-1142 ・インドネシア専用:03-6206-1149 ・ベトナム専用:03-6206-6991
在留資格 「介護」	介護福祉士養成施設に在学中の外国人留学生、養成施設の卒業生、介護福祉士養成施設、外国人介護人材を受け入れる介護施設などのあらゆる困りごと	公益社団法人 日本介護福祉士 養成施設協会 「介護福祉士を 目指す留学生の ための相談支援 センター」	東京都千代田区霞が関 3-6-14 三久ビル 7F TEL:0120-07-8505 (平日 10～13時、14～18時)
技能実習	技能実習制度全般に関すること、技能実習計画の認定、技能実習制度運用要領の範囲内でのご案内に関すること	外国人技能実習 機構 (OTIT) コールセンター	東京都港区港南 1-6-31 品川東急ビル 8F 他 TEL:03-3453-8000 (月～金 10～17時)

●ワンポイント・アドバイス●

外国人を受入れる際には、言葉が通じにくい上（特に方言）、宗教による食事やお祈りなど、日本人には馴染みのない文化や生活習慣、考え方などを理解することが大事です。

また、外国人をいやがる大家や不動産会社もあり、賃貸物件が見つかりにくい傾向があるので、住居確保には受入れ側の十分な配慮・支援が必要です。

「外国人介護人材受入れ制度」早わかりガイド

●発行●

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
介護人材対策委員会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7F

<TEL> 03-5211-7700 <FAX> 03-5211-7705 <URL> <http://www.roushikyo.or.jp>

2019年3月30日 第1版1刷発行

※本書を無断で複製（電子化を含む）することは禁じられています。